土木事業委託積算基準の 改定・追加・訂正

適用年月日（令和５年（2023年）６月５日以降積算基準日適用）

区　分	ページ	改　　定	現　　行	備　考
調査設計編 〔９〕 現場技術業務積算基準 １．総則 １－４ 変更の取扱い	計現技-３	１－４　変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、次の式により算出する。 新業務委託価格（落札率を乗じた額）＝ 新業務価格 × 現業務委託価格／現業務価格 新業務委託料 ＝ 新業務委託価格（落札率を乗じた額） × （１＋消費税率） （注）１．新業務価格は，当初設計と同一方法により積算する。 ２．現業務委託価格・現業務価格は、消費税相当額を除いた額とする。 イ　直接人件費 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。 ロ　直接経費 （イ）事務用品費 事務用品費は、業務内容や使用する機器類の使用期間の変更に伴い変更を行う。 （ロ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、設計補助業務及び現場補助業務等に業務用自動車を使用する場合において、工事履行箇所の増減、日数等の変更があった場合に変更を行うものとする。 （ハ）旅費交通費 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。	１－４　変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、次の式により算出する。 新業務委託価格（落札率を乗じた額）＝ 新業務価格 × 現業務委託価格／現業務価格 新業務委託料 ＝ 新業務委託価格（落札率を乗じた額） × （１＋消費税率） （注）１．新業務価格は，当初設計と同一方法により積算する。 ２．現業務委託価格・現業務価格は、消費税相当額を除いた額とする。 イ　直接人件費 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。 ロ　直接経費 （イ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、設計補助業務及び現場補助業務等に業務用自動車を使用する場合において、工事履行箇所の増減、日数等の変更があった場合に変更を行うものとする。 （ロ）旅費交通費 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。	用務のにてを加変事品更つ記追 い述
調査設計編 〔９〕 現場技術業務積算基準 ２．現場技術業務積算基準 ２－４ 留意事項 ７民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用する場合において	計現技-６ 計現技-７	７．民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用する場合において 在庁型の業務であって、受託者に民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用した業務を行わせる場合にあっては、直接経費の事務用品費としてフレッツVPNの接続に要する以下の費用を積算計上すること。 （初期費用・無線） ・モバイル接続サービス基本工事費 ・モバイル接続サービス交換機等初期工事費 ・モバイル回線設定登録費 ・IIJモバイルサービス登録手数料 （月額費用・無線） ・モバイル接続サービス ・IIJモバイルサービス定額プラン料 ・IIJモバイルサービス端末レンタル料 （その他費用・無線） ・IIJモバイルサービス最低利用期間内解除調定金（利用期間が２年未満） ・積算システム登録・運用費	フレッツVPNの接続に要する費用を記述 にてを加 用い述 つ記追	接 レ ッ